平成２４年（フ）第１６５号
青森県弘前市大字広野２丁目17番地２
債務者　横山　治道
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１６１号
青森県八戸市根城７丁目３番４号　ビアンカ丘Ｂ棟201号室、住民票上の住所青森県八戸市大字大久保字上面９番地68
債務者　中山　正男
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
青森県八戸市根城７丁目３番４号　ビアンカ丘Ｂ棟201号室、住民票上の住所青森県八戸市大字大久保字上面９番地68
債務者　中山　由子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第７９８号
北九州市八幡西区中須２丁目９番10―202号
債務者　柿川千鶴香
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８０３号
北九州市八幡西区八千代町13番５―301号
債務者　栗山　大輔
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２００号
北海道苫小牧市末広町１丁目19番14―401号
債務者　酒井真由美
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２０９号
北海道苫小牧市旭町２丁目２番20―104号
債務者　徳田　　恵（旧姓菅井）
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１１６６号
名古屋市中川区高畑２丁目318番地　グリーンローズ201号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字西條字南井口33番地の４
債務者　新美　早苗
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１７号
山口県周南市江の宮町12番32号　江の宮ハイツ101号、前住所山口県周南市住崎町13番23号　つづみ荘208号
債務者　上田　和範
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１１８号
山口県周南市大字徳山1648番地の９
債務者　上田　洋子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１８６号
北海道苫小牧市山手町２丁目９番４―408号
債務者　黒田　洋子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第４２４号
埼玉県比企郡小川町大字腰越700番地24、旧住所埼玉県児玉郡神川町大字八日市746番地１
債務者　鈴木　峰子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４０４号
埼玉県熊谷市伊勢町252番地　202号
債務者　中尾　成子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４１７号
埼玉県熊谷市伊勢町252番地　202号
債務者　中尾　友相
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４１８号
埼玉県熊谷市伊勢町252番地　202号
債務者　中尾友一郎
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４１９号
埼玉県東松山市大字高坂1930番地２
債務者　廣瀬美和子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１４９２２号
千葉県八千代市大和田155―６―201
債務者　今西　太介
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部